

2015年12月2日

国立大学法人徳島大学長 香川 征 殿

徳島大学教職員労働組合
中央執行委員長 齊藤 隆仁

人事院勧告とマイナンバー制度への対応についての懇談申し入れ

拝啓

日々、徳島大学の発展のためにご尽力のことと拝察いたします。

さて、ご承知の通り、2015年8月に人事院は月給の平均0.36%（1,469円）引き上げ、ボーナスの0.1カ月引き上げにより、平均年収0.9%（5万9000円）増とすることを勧告しました。また、現在1%とされている地域手当を、今年度から2%に引き上げることも勧告しました。12月2日現在、臨時国会の開催が見送られていることから、国家公務員給与法の改正が年明けに持ち越される懸念がありますが、さしあたり現時点において、本学における給与水準についてどのような対応をとるべきか、意見交換をしたいと思います。

また、本年から「マイナンバー制度」が開始され、本学においても人事課より各教職員に対してマイナンバーの提供依頼が配布されたところです。さまざまな個人情報に紐付けられるマイナンバーについては情報流出が危惧されています。税務・社会保険関係書類へのマイナンバー記載は「義務」とされていますが罰則規定はなく、関係書類の受け取りが拒否されることもありません。逆に情報流出に関しては罰則が規定されているなど、使用者側にとって「収集する方がデメリット」ともいえる制度設計になっています。

情報流出や政府による個人情報の収集と管理に対する教職員の不安感が高い現状に対して、大学としてどのような対応をとるべきであるかについても、意見交換したいと思います。なお、人事課からの提供依頼文書には、「提供の遅延や提供しないことに起因する不利益について本学は責任を負わない」旨が記されていますが、逆に、万一大学側に何らかの不利益が生じた場合であっても、大学側が当該個人の責任を迫及することはないことを確認したいと思います。

つきましては、下記二点につき、意見交換の実施を申し入れます。

ご多忙のところまことに恐縮ですが、日程調整につき、おおむね2週間以内でご回答くださいますよう、お願いいたします。

敬具

記

1. 徳島大学における2015年度、16年度の給与について。
2. マイナンバー制度への対応について。

以上